

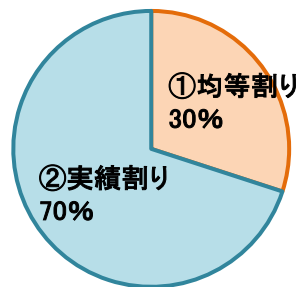
かつお・まぐろ漁業における令和8管理年度以降の
くろまぐろ（大型魚）のIQ設定基準について

(参考) I Q設定とT A C配分の流れ (イメージ)

漁獲割当割合設定

（農
水 林
産 水
庁 産
大 庁
臣 大
臣）

1 漁獲割当割合設定基準策定



例) 基準期間における申請者全体の漁獲実績合計700トン、うち漁船Aの漁獲実績100トン、申請隻数10隻の場合

①30%を申請隻数で割って均等に配分

$$30\% \div 10 \text{隻} = 3\%$$

$$70\% \times (100/700)\% = 10\%$$

②基準期間における漁獲実績シェアに応じて按分(各々の漁獲実績／申請者全体の漁獲実績合計)

20%で申請



3 漁獲割当割合の設定

漁業種類Bにおける有効期間は◇年間。
(期間中は原則移転がない限り割合は変わらない。)

漁船Aへ設定する
漁獲割当割合
①+②=13%

※令和〇年～令和△年の割当割合

13%で通知



漁
業
者

2 漁獲割当割合の申請

4 漁獲割当割合の通知

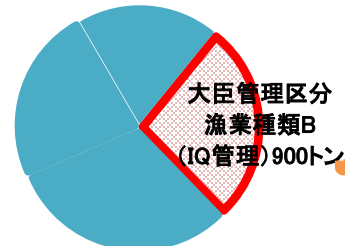
TAC配分

（農
水 林
産 水
庁 産
大 庁
臣 大
臣）

1 漁獲可能量(TAC)設定

令和〇管理年度
魚種C
TAC:3000トン

2 大臣管理区分と各都道府県に配分



年次漁獲割当量の設定

毎管理年度の大臣管理区分への配分数量に応じて算出する。



$$900 \text{トン} \times 13\% = 117 \text{トン}$$

※漁獲割当割合設定者に通知
(管理年度ごとに設定)

1 IQ管理の実施状況等

1 - 1. IQ導入以降の設定基準の概要

事項	令和 4 ～ 5 管理年度	現行 令和 6 ～ 7 管理年度
漁業の種類	かつお・まぐろ漁業のうち、150トン未満の漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの	
有効期間	令和 4 ～ 5 年 の 2 年間	令和 6 ～ 7 年 の 2 年間
均等割と実績割の配分	均等割30% 実績割70%	均等割30% 実績割70%
漁獲実績の基準期間	平成30～令和 2 年 の 3 か年	令和 2 年、令和 4 年 の 2 か年
違反の程度及び回数	必要に応じ、違反の程度及び回数に応じ設定する漁獲割当割合を減じる	

1－2. かつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）実施状況の概要

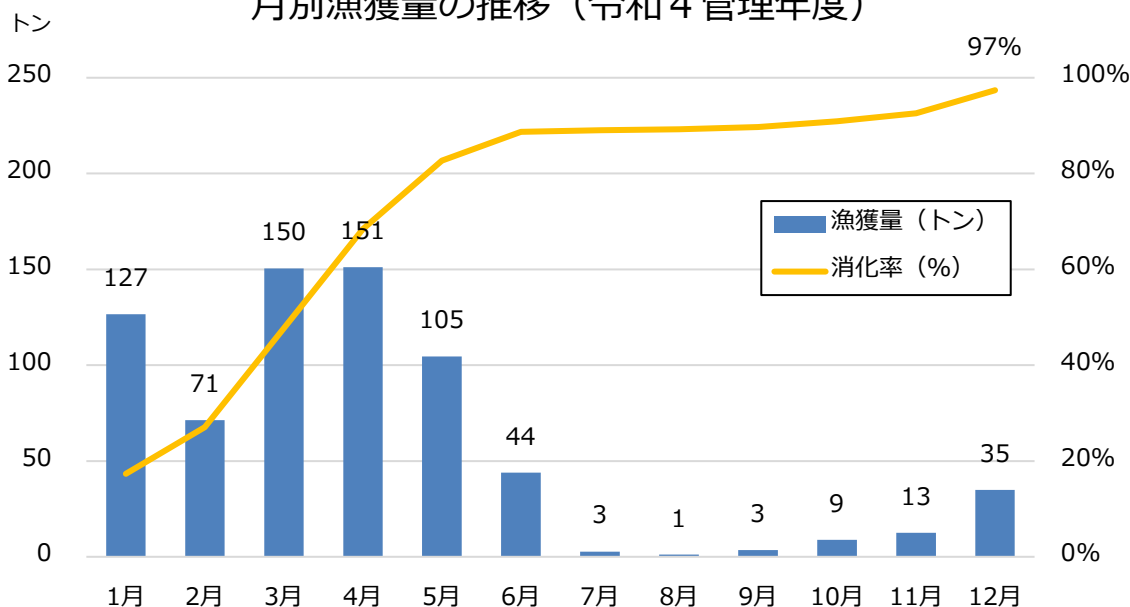
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (増枠後)
A	かつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）各船への配分量の合計値	730.7トン	752.3トン	762.7トン	1,126.3トン
B	IQ設定隻数	246隻	239隻	231隻	222隻
C	1隻あたりの平均割当量（A/B）	2.97トン	3.15トン	3.30トン	5.07トン
D	漁獲実績	711.6トン	734.4トン	726.0トン	857.3トン※
E	消化率（D/A）	97.4%	97.6%	95.2%	76.1%※

※令和7年の漁獲実績及び消化率は令和7年7月31日時点

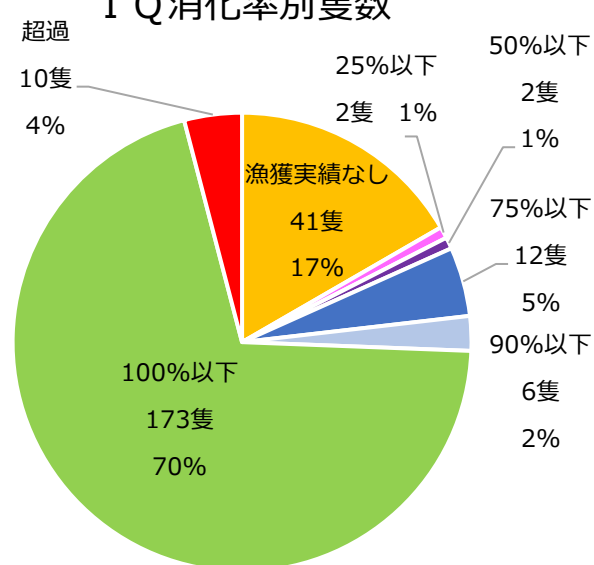
1 - 3 . 令和4（2022）管理年度の実施状況

- かつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)における令和4管理年度の漁獲実績は、711.6トン。
- 246隻に設定された割当量の合計値に対する漁獲量の割合(消化率)は、97.4%。10隻が年次漁獲割当量を超えたものの、全体としてはかつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)への配分量に収まった。
- 消化率の内訳をみると、74%が年次漁獲割当量(管理年度末ベース)を90%以上消化する一方で、漁獲実績がない漁船も17%存在。

月別漁獲量の推移（令和4 管理年度）



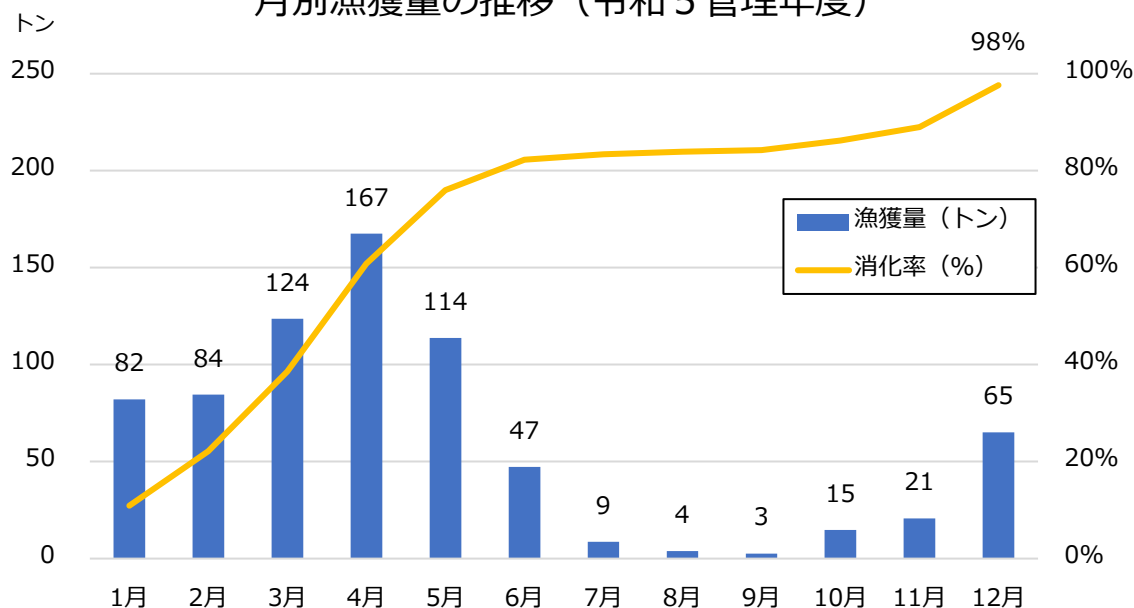
I Q消化率別隻数



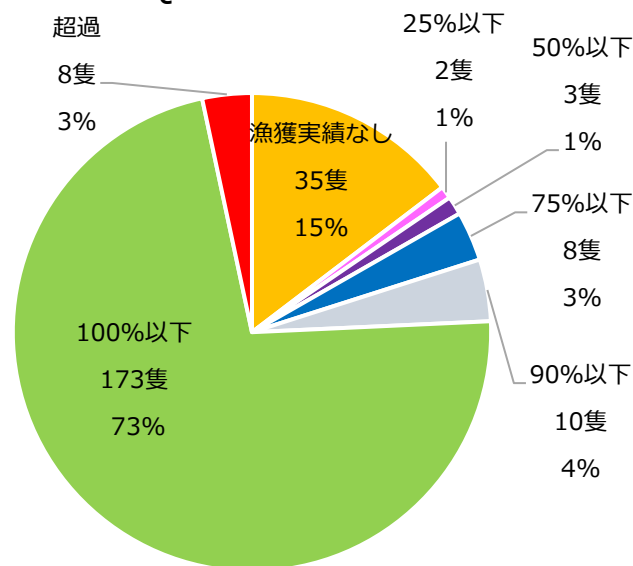
1 - 4 . 令和5（2023）管理年度の実施状況

- かつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)における令和5管理年度の漁獲実績は、734.4トン。
- 239隻に設定された割当量の合計値に対する漁獲量の割合(消化率)は、97.6%。8隻が年次漁獲割当量を超えたものの、全体としてはかつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)への配分量に収まった。
- 消化率の内訳をみると、76%が年次漁獲割当量(管理年度末ベース)を90%以上消化する一方で、漁獲実績がない漁船も15%存在。

月別漁獲量の推移（令和5管理年度）



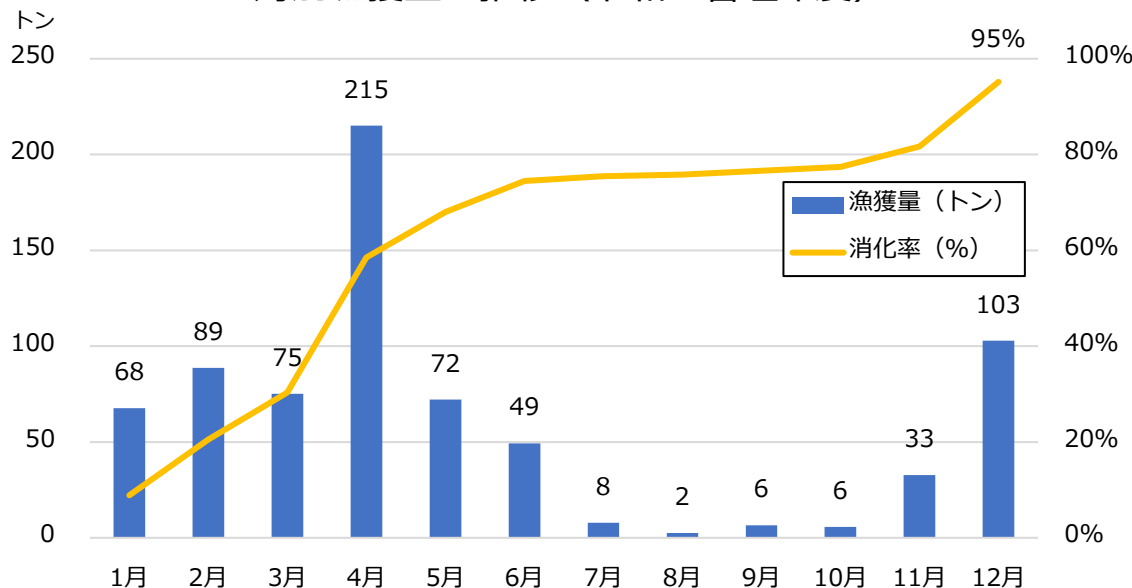
I Q消化率別隻数



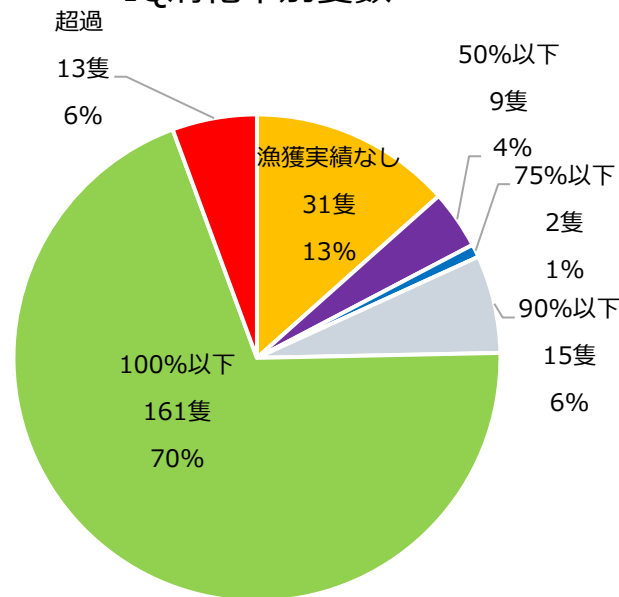
1-5. 令和6（2024）管理年度の実施状況

- かつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)における令和6管理年度の漁獲実績は、726.0トン。
- 231隻に設定された割当量の合計値に対する漁獲量の割合(消化率)は、95.2%。13隻が年次漁獲割当量を超えたものの、全体としてはかつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)への配分量に収まった。
- 消化率の内訳をみると、76%が年次漁獲割当量(管理年度末ベース)を90%以上消化する一方で、漁獲実績がない漁船も13%存在。

月別漁獲量の推移（令和6管理年度）



IQ消化率別隻数



1－6．令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討

- 漁獲割当割合の設定は、公平かつ合理的に行われる必要。あらかじめ、漁獲割当割合の設定基準を定め、当該基準に基づいて漁獲割当割合を設定することとされている。
- ついては、令和8管理年度以降の漁獲割当割合の設定に向けて、特に、以下の(1)～(3)について、今後、ご審議をお願いしたい。

(1) 設定に用いる漁獲実績(年、期間)

- 現行は、令和2～4年の3カ年のうち、自主的IQを実施した令和3年を除く2年間。
- 令和8年以降の設定基準に用いる漁獲実績は、直近3カ年分(令和4～6年)の実績を用いることが考えられる。

(2) 漁獲割当割合の有効期間

- 現行は、令和6～7年の2年間。
- 原則は5年間。ただし、資源の特性や採捕の実態を勘案し、1年を下回らない範囲で短縮できる。【漁業法第17条、同法施行規則第4条】

年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
有効期間	現行の有効期間		次期の有効期間		

(3) 配分のあり方

- 現行は、均等割30%：実績割70%。
- 配分のあり方についての議論が必要。また、過去くろまぐろの漁獲実績がない船舶の取扱いについても検討が必要。

【参考：設定基準を定める際の勘案事項】

- ・ 船舶等ごとの漁獲実績(漁業法第17条第3項)
- ・ 船舶の総数又は総トン数(漁業法施行規則第5条第1号)
- ・ 採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し(同規則第5条第2号)
- ・ 漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数(同規則第5条第3号)

1-7. スケジュール案

6月9日（月） 水産政策審議会（資源管理分科会）

- かつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）の管理状況について
- 設定基準の見直しスケジュールの説明 等



6月～7月

- 関係漁業者（団体）に対してアンケート調査を実施



9月～11月 水産政策審議会（資源管理分科会）※複数回の開催を想定

- アンケート調査結果の報告
- 設定基準案についての審議
- 諮問・答申



12月15日まで

- 漁獲割当割合・令和8管理年度年次漁獲割当量を設定

2 アンケート調査結果について

2-1. アンケート調査の概要

期 間： 令和7年6月17日～7月16日

対 象：（一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会（近かつ協）
（一社）全日本マグロはえ縄振興協会（全日協）

アンケート項目：

- （1） 設定に用いる漁獲実績
- （2） 漁獲割当割合の有効期間
- （3） 配分のあり方
- （4） その他

2-2. アンケート結果の概要①

(1) 設定に用いる漁獲実績(年、期間)

【近かつ協】

- 3年間(令和4年～6年)

【全日協】

- 令和3年の漁獲実績を勘案した割当割合に換算し、みなし漁獲量として採用すること。
- 当面IQを停止し、総量管理のもとで漁獲実績を収集し、3年程度経過後にIQを再開。

(2) 漁獲割当割合の有効期間(年)

【近かつ協】

- 2年間(令和8年～9年)

【全日協】

- 令和8～12年の5年間のうち、前半3年を総量管理、後半2年をIQ管理。

2-3. アンケート結果の概要②

(3) 配分のあり方

【近かつ協】

- 均等割40%、実績割60%。

【全日協】

- 均等割は1割以下に縮小ないし廃止。
- 1割程度を総量管理枠として、過去漁獲実績がない者に利用させることで、新規参入に門戸を開く。

(4) その他

【近かつ協】

- 格差是正のため、一旦総量管理へ戻し、漁獲実績を作った上で改めてIQ管理に戻す。

【全日協】

- 漁業種類別の配分・遊漁の取扱いの見直し
- 放流実態調査の国による実施

※アンケートの回答全体は、別添資料のとおり。

3 設定基準の検討

3-1. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討①

●設定基準の見直しに当たっての基本的な考え方

- 漁業法において、資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本とし、かつ、漁獲量の管理は、船舶等ごとに漁獲可能量の範囲内で数量を割り当てることにより行うことを基本としている。
- 資源管理基本方針（令和2年10月制定）において、漁獲量の合計が管理区分ごとの数量の上限に達した時点で行政庁が採捕を停止させる方式では、先獲り競争による過剰な漁獲及び漁業時期の著しい短期化による経営の不安定化を招くおそれがあるとして、資源管理の実効性を確保し、計画的な漁獲による漁業経営の改善等に資する漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とするとしている。
- 資源管理の推進に係る「ロードマップ」における目標
令和5年度までの目標：TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には、原則IQ管理を導入（令和2年9月公表）
令和12年度までの目標：IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現（令和6年3月公表）

3-2. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討②

●設定基準の見直しに当たっての基本的な考え方(つづき)

- 前回の設定基準の見直し時における委員からの意見（一部抜粋）。
 - ・ 水産庁が1回方向性を示した数量※があるのであれば、私はそれを変える必要がないと思います。（令和5年8月10日 第126回水産政策審議会資源管理分科会）
※ 水産庁注釈：割当割合の設定基準における均等割と実績割の比率を30%：70%とすることを指しているもの。
 - ・ 漁獲実績がない漁船に一定の割当割合を設定し続けることは適切でなく、2年後に割当割合の見直しが行われるのであれば、その時点で過去3年間漁獲実績がなかった漁船については割当割合をゼロにするなど、IQ管理下での漁獲の状況を反映させる形での設定基準に変更することとすべきと考える。（令和5年11月2日 第127回水産政策審議会資源管理分科会）
- 前回の設定基準の見直し時における水産庁からの説明
（令和5年11月2日 第127回水産政策審議会資源管理分科会）
 - ・ 漁獲実績を重視した漁獲割当割合の設定基準にシフトしていくべきとの方向性は堅持するものの、現時点においては、IQ管理が定着していく過渡期的状況にあり、漁獲割当割合の設定に用いるIQ管理下での漁獲実績が十分に蓄積されていないことを踏まえ、（略）現行の70%：30%を維持する。
 - ・ 次回の漁獲割当割合の設定の際に、IQ管理下の3年間（2022～2024年）の漁獲実態・漁獲実績を確認した上で、漁獲実績を重視した形での漁獲割当割合の設定が行われることとなるよう、設定を受けたIQを利用しない船舶に対する配分のあり方を含め、設定基準の見直しを行う。

3-3. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討③

●前回設定時（令和5年）からの状況変化

- くろまぐろ資源の増大とそれに伴うかつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）への割当量・漁獲量の増加（5ページ）
- 近海まぐろはえ縄漁業における1航海あたり平均漁獲量の増加（22ページ）
- 主たる漁獲時期等の漁業実態については大きな変化は見られない（6～8ページ）
- 割当を受けていながら、複数年連続してくろまぐろを漁獲しない船が複数存在することが判明（6～8ページ）

上記の基本的な考え方に基づきつつ、その後の状況変化とアンケート結果を踏まえ、設定基準の見直しについて必要な検討を行う。

3-4. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討④

論点（1）総量管理に戻すべき旨の意見について

【勘案事項】

- アンケートでは、両団体から、一旦総量管理に戻すべき旨の意見が提出されているが、
 - （1）IQ管理を基本とする漁業法の規定に変更はないこと
 - （2）「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、くろまぐろ以外の資源も含め、IQ管理の導入が進展していること
 - （3）昨年とりまとめられた「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」において、大臣管理区分間での配分に関しては、「漁獲割り当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う」こととされており、かつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）には、これに基づく配分が行われていること

【検討案】

- 以上を踏まえると、総量管理に戻すべき理由はないと考える。

3-5. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討⑤

論点(2) 漁獲実績がない船舶の取扱い

【勘案事項】

- 現行設定基準の議論時(令和5年)において、委員からの意見も踏まえ、水産庁から「次回の漁獲割当割合の設定の際に、IQ管理下の3年間(令和4～6年)の漁獲実態・漁獲実績を確認した上で、漁獲実績を重視した形での漁獲割当割合の設定が行われることとなるよう、設定を受けたIQを利用しない船舶に対する配分のあり方を含め、設定基準の見直しを行う」と説明。
- IQ管理下の3年間(令和4～6年)、割当を受けながら漁獲実績がない漁船が毎年一定数(各年13～17%の漁船)存在。

【検討案】

- 以上の状況を踏まえ、過去3年間(令和4～6年)、漁獲実績がない船に設定する割当割合については、均等割を0%としてはどうか。※

(※なお、この場合であっても、他者からの割当量の移転を受けることは可能。)

- 各管理年度IQ設定船のうち、漁獲実績がない船
令和4管理年度:41隻、令和5管理年度:35隻、令和6管理年度:31隻
- この3管理年度を通じて一度も漁獲実績がない船:9隻

3-6. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討⑥

論点(3) 配分の考え方(均等割と実績割の比率)

【勘案事項】

- 令和4管理年度にIQ管理を開始した際に均等割を導入した理由は、次のとおり。
 - ① IQ管理下において新たにくろまぐろを漁獲しようとする者が現れ得ること
 - ② これまでの総量管理の下で、くろまぐろを目的とする操業の機会に制約を受けた漁業者が存在すること
 - ③ くろまぐろ以外のかつお・まぐろ類を目的とする操業において、くろまぐろが混獲される可能性が想定されること
- 資源の増大を受ける形で混獲発生の可能性も大きくなっていると考えられること等から、令和8管理年度以降の基準においても、一定の均等割は設ける必要があるものと考えられる。

【現行(令和6～7年管理年度)の規定】

- 均等割30%:実績割70%

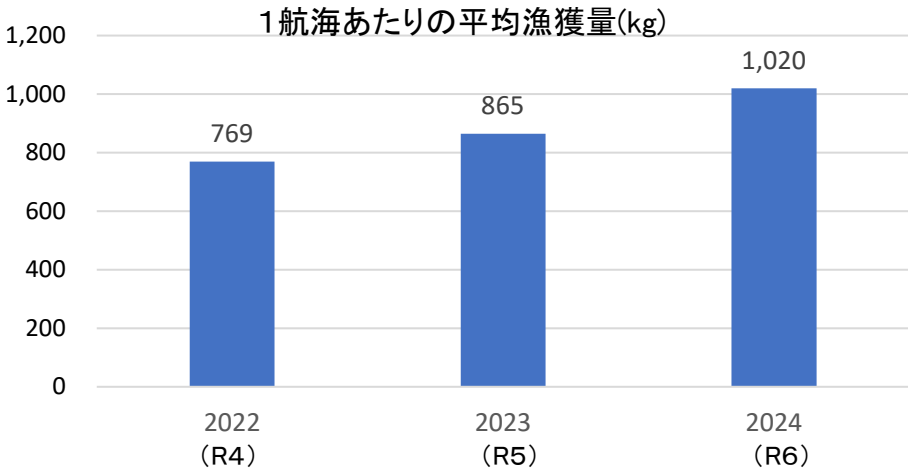
【アンケート結果】

- 均等割40%:実績割60%
- 均等割は1割以下に縮小もしくは廃止

3-7. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討⑦

1 航海あたりの平均漁獲量

- IQ管理導入時（令和4管理年度）、当時の1航海当たりくろまぐろの平均漁獲量をカバーできる数量（0.6トン）が均等割により配分される比率として、均等割：実績割＝30％：70％を採用。
- 令和6管理年度の1航海あたりの平均漁獲量は、約1トン（均等割20％に相当※）。
- 1航海あたりの平均漁獲量は増加傾向。



均等割：実績割	10％：90％	20％：80％	30％：70％	40％：60％
均等割で各船に配分される年次漁獲割当量※	約0.5トン	約1トン	約1.5トン	約2トン

※ 令和7管理年度におけるかつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）への配分量に基づく試算

【検討案】

- 均等割：実績割＝20％：80％ 又は 30％：70％としてはどうか。

3-8. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討⑧

論点（4）設定に用いる漁獲実績（年、期間）

【勘案事項】

- 漁獲割当割合の設定にあたっては、近年の状況を可能な限り反映させるため、漁獲実績は直近のものを用いることが望ましい。
- 令和7年の漁獲実績は、割当割合設定時期との関係から用いることができない。
- 利用可能な直近3年間（令和4～6年管理年度）はいずれもIQ実施期間中であり、この間、操業実態に特異な状況は見られていない。

【検討案】

- 利用可能な直近3年間（令和4～6年）の実績を用いてはどうか。

【現行（令和6～7年）の規定】

- 利用可能な直近3年間（令和2～4年）のうち、自主的IQを実施した令和3年を除く2年間の漁獲実績

【アンケート結果】

- 直近3年間（令和4～6年）
- 令和3年の漁獲実績を勘案した割当割合に換算し、みなし漁獲量として採用すること

3-9. 令和8（2026）管理年度以降の設定基準の検討⑨

論点（5）漁獲割当割合の有効期間（年、期間）

【勘案事項】

- 原則は5年間。ただし、資源の特性や採捕の実態を勘案し、1年を下回らない範囲で短縮可能。【漁業法第17条、同法施行規則第4条】
- 現行の有効期間を2年間（令和6～7管理年度）とした理由は、次の有効期間が、設定基準に用いる漁獲実績が全てIQ管理下（利用可能な直近3年間（令和4～6管理年度）とした場合）になる最も早いタイミング（令和8管理年度）となるようにしたため。これは、設定基準に用いる漁獲実績に長期間にわたって総量管理下のものが含まれるのは望ましくないとの考えに基づくもの。
- IQ管理の導入後、4年（2有効期間）が経過し、関係者に定着しつつあることから、有効期間を長くすることで、漁業経営の計画が立てやすくなる。

【検討案】

- 有効期間は、令和8年（2026年）から令和12年（2030年）の5年間としてはどうか。

【現行（令和6～7年管理年度）の規定】

- 令和6～7年の2年間

【アンケート結果】

- 2年間（資源状況や漁海況の変化を踏まえれば2年間が妥当、全体を5年間としてうち3年間は総量管理・2年間はIQ管理とすべき等）

(参考) 参照条文

○ 漁業法(昭和24年法律第267号)

第八条 資源管理は、(略) 漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、(略) 漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。

2 (略)

3 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等(略)ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること(略)により行うことを基本とする。

4 漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。

○ 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)

ア 漁獲割当てによる管理

漁獲量の合計が管理区分ごとの数量の上限に達した時点で行政庁が採捕を停止させる方式では、先獲り競争による過剰な漁獲及び漁業時期の著しい短期化による経営の不安定化を招くおそれがある。このため、資源管理の実効性を確保し、計画的な漁獲による漁業経営の改善等に資する漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。(以下略)

○ くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について(令和6年 12 月 11 日一部改正)

(水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会)

6. (1) 大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分 ② 大型魚

ア (略)

イ (略) また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割り当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。

令和 8 管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）漁獲割当割合の設定基準に係る意見

団体名：全国近海かつお・まぐろ漁業協会

記入日：令和 7 年 7 月 16 日

1. 主な事項に係る意見

事 項	設定に用いる漁獲実績	漁獲割当割合の有効期間	配分のあり方
回 答	(意見・要望) 令和 4 年、5 年、6 年の 3 年間 (理由・背景等) 現行は令和 3 管理年度の漁獲実績を水政審で除外することが決定したため、令和 3 年を除く 2 年間とされた。 令和 8 管理年度からは開始時の 3 年間に戻す。	(意見・要望) 令和 8 年、令和 9 年の 2 年間 (理由・背景等) 資源の回復状況及び漁海況等の変化を踏まえ、2 年間で妥当と判断する。 5 年間では長期すぎることで、また、単年では毎年の対応となり煩雑となる。	(意見・要望) 均等割 40%：実績割 60% (理由・背景等) 公的 IQ 管理導入時点より現在に至るまで漁業者間の強い不平不満（配分数量の格差）があることから均等割を増やす。

2. その他（上記にかかわらず、令和 8 管理年度以降における漁獲割当割合の設定基準の策定に関する意見・要望等を自由に記載ください。）

- ・ IQ 管理導入時点から各船の漁獲割当数量の格差があるのでこの格差是正が必要である。このまま IQ 管理を進めるとこの格差は無くならない。
- ・ IQ 管理導入時の水産庁の説明不足から各船間の格差が生じているので、一旦、IQ 管理から総量管理（オリンピック方式）へ戻し、実績を作った上で改めて IQ 管理へ戻す。

令和8管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）漁獲割当割合の設定基準に係る意見

団体名： 全日本マグロはえ縄振興協会

記入日： 令和7年 7 月 14 日

1. 主な事項に係る意見

事 項	設定に用いる漁獲実績	漁獲割当割合の有効期間	配分のあり方
現行の設定基準	令和2年～令和4年の3カ年のうち、 令和3年を除く2年間	令和6年～令和7年の2年間	均等割30%：実績割70%
回 答	(意見・要望) 当面、IQを停止し、総枠管理のもとでの漁獲実績を収集する（3年程度のちにIQに復帰する） 過去実績を採用する場合は2024年以降も2021年実績を勘案した割当割合に換算してみなし漁獲量として採用すること (理由・背景等) かつお・まぐろ漁業への配分はTAC開始以降極端に削減される異常値であった。準備不足のまま強行され、不公平が固定化されることに怒りが蔓延している。2021年の自主的IQも合意なきまま強行された。総枠管理のもとでIQ妨害非難は不当。	(意見・要望) 全体5年のうち前半3年を総量による管理、後半2年をIQによる管理とする (理由・背景等) 令和8～9年分の漁獲実績をもとに令和11年の割当割合を決め、令和8～10年分の漁獲実績をもとに令和12年の割当割合を決める。	(意見・要望) IQ管理の場合の均等割は全体の1割以下に縮小ないし廃止すべきである。 全体の1割程度をオリンピック枠として、過去実績のないものにも利用させることで新規参入に門戸を開く (理由・背景等) 混獲管理の失敗への備えは国の留保枠を活用することが望ましいと思われる。

※団体内において複数の意見がある場合は、複数の意見を併記いただいて構いません。

2. その他（上記にかかわらず、令和8管理年度以降における漁獲割当割合の設定基準の策定に関する意見・要望等を自由に記載ください。）

別紙（本意見）を参照していただきたい。

大中型まき網漁業の偏る配分の見直し、また、TAC開始以来の「かつお・まぐろ漁業」への過小配分による損失の修正は、いずれも道半ばである。放流の失敗などに備えて国の留保枠を有償でも利用できるような制度を作る必要もある。そのためにもまず、国が放流の実態調査を進め、負担公平化や国際交渉での枠獲得に活かすべきである。遊漁者の枠を漁業者を想定した漁獲量上限に押し込めるのは紛争のもとであり、米国のように国別の漁獲上限の外で、尾数管理によりコントロールすることも検討すべきと考える。限られた漁獲量から最大の価値を生み出すためには魚価の高い漁業に漁獲量を優先的に配分する仕組みも導入すべきと考える。

以上です。ご協力ありがとうございます。

【1】設定に用いる漁獲実績について

意見・要望

- ・当面、大中型まき網（太平洋）と同様に「総枠」による管理とし、過去実績による個別枠（IQ）管理を停止する。つまり、向こう2，3年の総枠管理のもとでの漁獲実績を採用してIQをやり直す。
- ・過去実績の採用は仮に続ける場合は、2021年度の漁獲実績を除外した措置も白紙に戻し、2024年度以降の漁獲実績は2021年度漁獲実績も勘案した割当割合により得られたであろう想定（みなし）漁獲量を採用すること

理由・背景

・隻数が少ない大中型まき網でさえIQ実施に難儀する中、かつお・まぐろ漁業では事前の準備、周知が不足したまま性急にIQが実施されたため、その内容を不服とする漁業者から審査請求が少なくとも2件、裁判も1件提起されている。過去の水産政策審議会の資源管理分科会、くろまぐろ部会は、クロマグロ資源評価用の近海はえ縄漁獲データの確保を焦るあまり、同データ不足が生じた原因分析を怠ったままである。データ収集のための追加枠事態が漁獲機会の不公平を招いており、経過を再検証する必要があると考える。2018－2020年は「かつお・まぐろ漁業」の総量が国の裁量により極端に減らされた異常な期間であり、それを基礎として決まった2022年以降のIQ配分も通常とは極端に異なる実力、実績をもとにした配分として不公平を訴える漁業者が多数存在する。漁獲可能量が増えている現在、IQをいったん解消して、実績を取り直す好機である考える。

「かつお・まぐろ漁業」と「大中型まき網」の漁獲可能量（トン）の推移

	かつお・まぐろ漁業	大中型まき網漁業
2018年	218.8	3063.2
2019年	417	3155.2
2020年	585.4	3252.1
2021年	571.4	3373.3
2022年	757.1	3925.2
2023年	768.3	3979.1
参考：2002-04平均漁獲量（WCPFC基準）	752	3098

赤字部分は02－04実績以下の枠配分

- ・ 2021 年の自主的 IQ はそもそも漁業者間の合意なく国が強要した措置である。当該年度の漁獲実績を採用しない措置は行政指導に従わない漁業者に対する制裁であり、法令違反の疑いがある（上記の審査請求の争点でもある）

【2】漁獲割当割合の有効期間について

意見・要望

- ・ 全体を 5 年とし、前半の 3 年（令和 8－10 年）を総量による管理期間、後半の 2 年（令和 11－12 年）を IQ 管理期間とする

理由・背景

- ・ 割当割合を決めるには少なくとも 2 年間の漁獲実績をもとにする必要があると考える。令和 8－9 年の漁獲実績をもとに令和 11 年の割当割合、令和 8－10 年の実績をもとに令和 12 年の割当割合を決めることが望ましい。

【3】配分のあり方について

意見・要望

- ・ 総枠管理の後に IQ 管理に復帰する際、均等割は 1 割以下に縮小もしくは廃止とする。過去実績のないものに対する配慮としては、総枠のうち 1～2 割をオリンピック枠として参入できるようにすればよい。

- ・ 割当割合に基づく漁獲量が漁業者間で円滑に融通される仕組みを作るための大臣許可の漁業者同士による話し合いの場を設置して欲しい。

理由・背景

- ・ 混獲管理の失敗、放流には別の対策を考えればよい（国の留保枠の活用）

【その他】

- ・国の留保枠の有償利用を検討すべきである

混獲管理、放流は簡単ではない。放流失敗などによる漁獲枠超過に備えて、国は有償で留保枠を譲渡する仕組みを検討してはどうか。留保枠も大きくとるべきである。

- ・漁業種類別の配分も見直すべきである

「かつお・まぐろ漁業」の配分問題を考える前に、大前提として沿岸漁業や大中型まき網漁業との対比において、「かつお・まぐろ漁業」向け配分の割合をさらに増やし、バランスを回復させる必要がある。（過去に水産庁宛てに提案した文書など当協会ホームページで公開した文書を参照ください）

- ・単価の高い漁業に優先配分すべきである

決められた漁獲可能量の経済価値が最大になるよう、魚価（販売単価）が高い漁業から優先的に漁獲できる仕組みも導入すべきである。漁獲量を制限する中で過去の漁獲実績（数量）のみを配分基礎する現行のやり方は合理的でもなく適切でもない。経済専門家が不在である水産政策審議会くろまぐろ部会委員の人選も見直す必要がある。

- ・尾数管理の検討も必要である

漁業者の枠を遊漁者向けに流用するのは漁業者との不必要な摩擦を招く。遊漁を国際的な漁獲上限とは別枠、しかも尾数制限により管理しているアメリカの例を参考に別枠管理としてはどうか。漁業にも尾数管理が望ましいと思えるときは採用すべきである。（例：各漁船少なくとも1尾は漁獲を割り振る）

- ・放流の実態把握が必要である

近年、マグロ漁獲に多大なインパクトを与えている「放流による死亡」の実態について、水産庁はしっかり調査、分析し、その結果を漁業者にフィードバックしたうえで、零細な経営体が多い定置網、釣り漁業の作業負担、経済的損失が少なくなるよう考慮すべきである。

「資源管理基本方針の一部を変更する告示案」への意見

一般社団法人 全日本マグロはえ縄振興協会

代表理事 安岡 稔

【大型魚の漁獲量配分について】

1、WCPFC 北小委員会において合意が得られた大型魚の漁獲可能量増枠相当分の数量（2,807 トン）について、「基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する」「大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う」との変更案は、以下の通りとすべきである。

①「基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する」を「50%超を都道府県に配分する」とする。

②「大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う」を「大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量及び増加率、また漁船隻数、公的 IQ 実施状況を考慮し、必要な調整を行う。その際、WCPFC 基準（2002－2004 年の平均漁獲量）との対比において TAC 開始以降の累計漁獲量の増減の格差も解消することに留意する」とする。

（理由）かつお・まぐろ漁業においては漁船隻数が大中型まき網漁船よりも多いに

「かつお・まぐろ漁業」と「大中型まき網」の漁獲可能量（トン）の推移

	かつお・まぐろ漁業	大中型まき網漁業
2018年	218.8	3063.2
2019年	417	3155.2
2020年	585.4	3252.1
2021年	571.4	3373.3
2022年	757.1	3925.2
2023年	768.3	3979.1
参考：2002-04平均漁獲量（WCPFC基準）	752	3098

赤字部分は02－04実績以下の枠配分

もかかわらず、WCPFC基準との対比において過少であった漁獲量配分をめぐる奪い合いが続く中で公的IQ管理が徹底され、当該漁業内で割当をめぐる

紛争が生じている。上記の数表にある如く、過少配分は 2018 年以降の累計で 1200 トン規模にのぼる。増枠分の配分にあたっては、かつお・まぐろ漁業への配分を大中小型まき網よりも厚くし、水産庁による過去の裁量の間違いを是正する必要がある（例：1200 トン＝600 トン×2 年）。2025 年から大型魚増枠分 2807 トンのうち 1000 トン程度を「かつお・まぐろ漁業」に振り向けることが妥当であると考ええる。従来からシェアが大きい大中小型まき網漁業への増加枠からの配分は原則としてゼロとすることが妥当である。

2、国の留保の上限に係る規定（漁獲可能量の 10 パーセント）を削除するのを取りやめ、小型魚、大型魚とも増枠分の最低 20%以上を国の留保枠として保持することを明記すべきである。

（理由）選択的漁獲が難しく、また放流にも多大な負担がかかる定置網、はえ縄漁業、流し網漁業等の混獲に対し、国が留保枠を積極的に活用すべきである。魚種選択が容易な大中小型まき網漁業からの有償による枠移転が困難とされる中、選択漁獲が難しい漁業に対しては留保枠の活用が適切である。

3、また、非商業漁獲である「遊漁」については、漁業との競合を回避するため、アメリカを参考に国別漁獲量上限の外枠扱いとし、当面、100 トンを上回らない範囲で都道府県への届出船舶を対象として尾数管理、転売禁止措置（遊漁の漁獲の定義づけ）を試行する。

（理由）アメリカではスポーツ・フィッシングが国別上限の対象である商業漁獲とは別枠で管理され、航海あたりの尾数限度を設ける管理手法が採用されている。我が国においても同様の管理手法の採用に向けて試行を始めることがこれからの海業振興、地方創生、水産資源の有効活用に寄与する。

【IQ管理について】

1、「かつお・まぐろ漁業」への増枠分は個別の漁獲割当を行わず、例えば過去 20 年程度のデータをもとに期間・漁場別に適切な量を配分し、その範囲内でのオリンピ

ック方式による漁獲とする。また、既存のくろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を自主的な措置に戻したうえ、2025 年以降 3 年間の増枠分を含めた漁獲実績等をもとに 2029 年度から新たな公的な I Q 管理に再び移行する。（IQ 導入は、公平を期するため 3 年間程度の事前周知期間を設定することが適切である）

（理由）現在の I Q 制度は過少な配分量をめぐって過当競争が生じていた時期の漁獲実績をもとに十分な周知期間を設けぬまま実施されたもので、漁獲割当ての基礎とすることに疑義があり、複数の訴訟、審査請求が提起されている。増枠を機会により公平な漁獲能力、漁獲意欲を調査しなおし、多くの漁業者が納得し、尊重する制度とする必要がある。割当て割合が平均以下にとどまる漁業者や新規参入に意欲のある漁業者への配慮も必要だと思われる。

2、くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）を廃止し、大中型まき網漁業による大型魚漁獲はすべて I Q 管理とする。

（理由）大中型まき網漁業は釣り漁業、定置網漁業と比べて漁獲対象の選択も容易である。漁船数が少ないうえ、漁獲シェアも極めて高い。常識的には I Q 管理に移行しやすいにも関わらず自主的な管理のまま、外部から透明性の低い漁獲管理が行われている。その他の大臣管理漁業と同じく公的 I Q 管理を実施し、漁船ごとの漁獲可能量を公表すべきである。また、オブザーバー搭乗も義務とし、養殖種苗の採捕を含めて尾数、重量の正確な把握に取り組むべきである。

太平洋クロマグロの保存管理措置については、本年7月に北海道釧路市において開催された中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)北委員会で2025年からの漁獲可能量を増枠する案を合意し、本年12月開催のWCPFC年次会合で最終決定の運びとなっております。

現在、水産政策審議会で漁獲可能量の国内配分のあり方が議論されているところですが、これまでの経緯も踏まえ、来年からの配分にあたっては以下の点に特に留意していただくよう要望いたします。

要望1 累計1200トンの過少配分を是正すること

太平洋クロマグロ(大型魚)の漁獲可能量について、大臣管理区分「かつお・まぐろ漁業」への配分は2018年以降2021年まで4年間にわたってWCPFC基準(2002-04年平均漁獲実績)より極端に少ない配分が行われました。2022年からは是正されていますが、失われた漁獲可能量は累計1200トンにも及び、多くの近海はえ縄漁業者の経営が圧迫されました。ついてはその是正措置として、水産政策審議会で議論されている「基礎比率」「基礎配分」にかかわらず、2025年から2年間、年間600トン相当の漁獲可能量を「かつお・まぐろ漁業」に優先して追加配分していただきたい。

要望2 基礎比率の不合理的を是正すること

2023年まで3年間の漁獲実績をもとにした「基礎比率」は、

「かつお・まぐろ漁業」への国際基準(2002－04 年平均漁獲量)より少ない配分が続いた 2021 年の実績も反映していますので、「かつお・まぐろ漁業」には大きなデメリットが生じます。一方、小型魚の漁獲可能量を大型魚に振り替えた「大中型まき網漁業」による大型魚の漁獲実績は底上げされ、大きなメリットが生じています。こうした配分の不公平や偏りの原因を取り除くため、「かつお・まぐろ漁業」では 2021 年実績を国際基準の数量に置き換え、また、「大中型まき網」では小型魚からの振り替えによる大型魚の実績を除外し、基礎比率を算出していただきたい。

要望3 大中型まき網への増枠配分を控えること

大中型まき網漁業による太平洋クロマグロ資源へのインパクトは極めて大きく、漁獲配分量も過半を占めています。国際会議においても西太平洋のまき網漁業の責任を問う声が続いており、今回の増枠分からの大中型まき網漁業への配分は控えていただきたい。

要望4 IQ の見直しを検討すること

漁獲可能量の過少配分と先獲り競争が各漁業者にもたらした不自然な漁獲実績がもとになっているとの不満も多い現在の「かつお・まぐろ漁業」への漁獲割当(IQ)の見直しを検討していただきたい。増枠分に IQ を適用せず、漁船間のシェア再調整を可能とするような運用も検討していただきたい。